

# 養子縁組里親(特別養子縁組前提)



## ◎ ポイント ◎

- ・預かる期間;措置の期間は比較的短い。  
ただし、子どもとの関係は永続的。
- ・預かり方;マッチング期間あり。
- ・預かる対象;比較的低年齢の子ども。

※養子縁組を必要とする子どもが対象。縁組が成立すれば、基本的に離縁はできない。  
何があっても、その子どもを受入れ、一生をともに生きるという覚悟が求められる。  
性別や障害の有無など、里親側が子どもを選ぶことはできない。

たとえば、こんな人……

- ・ 円満な家庭環境(夫婦、親族含め)
- ・ 比較的若く(夫婦どちらかが、概ね45歳くらいまで)、体力があり、健康な人  
(乳幼児が成人するまで養育するので、体力勝負!)
- ・ 親子関係が安定するまで、夫婦どちらかが養育に専念することができる
- ・ 子どもには自分のルーツを知る権利があるので、「養子であることを隠したい」という考えではない人